

お知らせ

記者発表資料

令和7年7月7日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

関電ファシリティーズ株式会社 大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号

2. 指名停止措置期間

令和7年7月4日 ～ 令和7年10月3日 （3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

関電ファシリティーズ株式会社は、平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士）を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして、令和6年12月19日付けで大阪府知事から監督処分（指示）を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号＞

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、 <u>建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u>	当該認定をした日から <u>1ヵ月以上9ヵ月以内</u>

＜問い合わせ先＞

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長

さくらい
櫻井

よしひこ
克彦

（内線2511）

◎総務部 契約課 課長補佐

ひろた
廣田

たかひさ
貴久

（内線2514）

港湾空港部

082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約管理官

ひらもと
平本

けんじ
健司

（内線130）

◎総務部 経理調達課 課長補佐

つじ
辻

こういちろう
孝一郎

（内線132）